

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年1月23日
【会社名】	ユニコムグループホールディングス株式会社
【英訳名】	UNICOM GROUP HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二家 英彰
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
【電話番号】	03(5623)8744(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 酒井 清行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
【電話番号】	03(5623)8744(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 酒井 清行
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1 【提出理由】

当社は、平成20年1月23日開催の取締役会において、平成20年3月1日を期して、当社の完全子会社である日本ユニコム株式会社が保有するアイディーオー証券株式会社の株式を、吸収分割方式により承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本ユニコム株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 河島 毅
資本金の額	3,120百万円
純資産の額	10,230百万円（平成19年3月31日現在）
総資産の額	41,770百万円（平成19年3月31日現在）
事業の内容	商品先物取引業、金融商品取引業

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
営業収益			4,007
営業利益又は営業損失（△）	平成18年4月12日設立のため		△137
経常利益	記載していません。		157
純利益			56

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
ユニコムグループホールディングス株式会社	100.00%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は当社の100%子会社であります。
人的関係	当社の取締役6名が相手会社の取締役を兼務しております。また、相手会社の従業員は全て当社からの出向であります。
取引関係	分割会社は当社に対し、経営指導料、地代家賃等を支払っております。

2. 当該吸収分割の目的

日本ユニコム株式会社が保有するアイディーオー証券株式会社の株式を、当社に集約することにより、グループ傘下企業の経営管理のさらなる効率化を図ることを目的としております。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

日本ユニコム株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする物的吸収分割であります。なお、本件会社分割については、分割会社である日本ユニコム株式会社においては会社法第784条第1項の規定に基づく略式分割、また、承継会社である当社においては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認は省略いたします。

② 吸収分割の日程

分割契約書の承認取締役会	平成20年1月23日
分割契約書の締結	平成20年1月23日
分割期日	平成20年3月1日（予定）
分割登記	平成20年3月3日（予定）

③ 吸収分割に係る割当ての内容

日本ユニコム株式会社は、当社の完全子会社であるため、株式の割当てはありません。

④ その他の吸収分割契約の内容

分割契約書（写）

日本ユニコム株式会社（「住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号」、以下「甲」という。）と、ユニコムグループホールディングス株式会社（「住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号」、以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、以下のとおり契約を締結する。

（分割により承継する権利義務）

第1条 乙は、効力発生日において、甲より、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産を承継する。

2 乙は、本件分割に際し、甲より債務を一切承継しない。

3 乙は、本件分割に際し、甲より、甲と甲の従業員との間の雇用契約及びこれに付随する権利義務を承継しない。

（本件分割に際して交付する金銭等）

第2条 乙は、甲の発行済株式の全部を保有していることから、本件分割に際し、乙は甲に金銭等を交付しないものとする。

（増加すべき甲の資本金及び準備金等）

第3条 乙は、本件分割に際し、資本金及び準備金の額の増加は行わない。

（効力発生日）

第4条 本件分割の効力発生日は、平成20年3月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株主総会）

第5条 甲は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件分割を行う。

2 乙は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件分割を行う。

（移転手続）

第6条 乙の承継する財産の権利移転に関して、登記、登録、通知等の必要な手続については、甲乙協力してこれを行う。

2 前項の手続に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、善良なる管理者の注意義務をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、これに重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上でこれを行うものとする。

（競業禁止義務）

第8条 甲は、本件分割がその効力を生じた後も、競業禁止義務を負わない。

（分割条件の変更及び分割の中止）

第9条 本契約締結の日から効力発生日までにおいて、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本件分割を中止することができる。

(分割契約の効力)

第10条 本契約は、法令に定める関係諸官庁等の承諾が得られないときはその効力を失う。

(協議事項)

第11条 本契約書に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

平成20年1月23日

甲 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
日本ユニコム株式会社
代表取締役社長 河 島 毅 ㊟

乙 東京都中央区日本橋兜町7番15号
ユニコムグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 二 家 英 彰 ㊟

別紙「承継権利義務明細表」(写)

資 産

アイディーオー証券株式会社 普通株式 64,013,809株

4. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ユニコムグループホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 二家 英彰
資本金の額	2,753百万円
純資産の額	17,031百万円 (承継による増加見込分1,600百万円を加算)
総資産の額	27,131百万円 (承継による増加見込分1,600百万円を加算)
事業の内容	グループ傘下会社の経営管理

以 上